

「医師の働き方改革」について ご協力をお願い

国の政策である「医師の働き方改革」により、医師の労働環境改善に向けた取り組みを推進しております。かねてより広報をしているところではありますが、当院におきましても改革の一環として以下の対応に取り組んで参ります。



- ① 病状説明は原則として**平日の月曜日から金曜日 8：30～17：15**に行います。
- ② 休日や平日夜間は、主治医と連携しながら**当直・当番医が対応**いたします。
- ③ 当院は精密検査や専門的な治療など、高度な医療を提供しております。患者さんの病状が安定しましたら、かかりつけ医に紹介いたします。
- ④ 医師業務の一部を他の職種のスタッフが行うことがあります。

医師の勤務環境を整え、長野県の中核病院として地域医療に貢献できるよう、今後もより一層努めて参ります。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。